

## 第7部 資料編

1. 奈良県障害者施策推進協議会 委員名簿
2. 計画策定の経緯
3. 用語の解説

## 1. 奈良県障害者施策推進協議会 委員名簿

○印：会長

○八 木 三 郎	天理大学	講師
田 中 惟 允	奈良県議会議員	厚生委員長
桐 野 由美子	京都ノートルダム女子大学	教授
狭 間 香代子	関西大学	教授
川 西 康 陽	奈良県身体障害者福祉協会連合会	副会長
辰 己 寿 啓	社団法人 奈良県視覚障害者福祉協会	会長
長谷川 芳 弘	社団法人 奈良県聴覚障害者協会	理事長
松 本 倫 子	奈良県肢体不自由児・者父母の会連合会	会長
阪 口 貴 子	社団法人 奈良県手をつなぐ育成会	副理事長
品 川 清 美	奈良県重症心身障害児(者)を守る会	会長
榊 原 典 俊	奈良県知的障害者施設協会	会長
奥 田 和 男	奈良県精神障害者家族会連合会	事務局長
本 田 壮 一	奈良障害者職業センター	所長
山 下 真	奈良県市長会代表	生駒市長
植 村 家 忠	奈良県町村会理事	高取町長

## 2. 計画策定の経緯

平成21年	7月28日	第1回	奈良県障害者施策推進協議会
	8月12日	第1回	「奈良県障害者長期計画2005」 庁内連絡会議開催
	11月12日	第2回	「奈良県障害者長期計画2005」 庁内連絡会議開催
平成22年	1月12日	第2回	奈良県障害者施策推進協議会
	2月 8日		パブリックコメントの募集 (2/8 ~ 2/28 )
	3月 3日	第3回	奈良県障害者施策推進協議会
平成21年	8月~12月		障害者の生活、介護等に関する実態調査実施

### **3. 用語の解説**

#### **【あ】**

##### **アスペルガー症候群・高機能自閉症**

アスペルガー症候群は、自閉症の3つの特徴のうち、コミュニケーションの目立った障害がなく、言語発達の遅れが認められないもの。高機能自閉症は、自閉症の3つの特徴を有するが、知的障害を伴わないもの。（自閉症の項目参照。）

##### **アドプトプログラム**

アドプトとは「養子縁組をする」という意味で、地域住民や企業などが道路や公園、河川などの公共の場所を養子とみなし、協働で進める美化活動などのこと。

##### **あんしん賃貸支援事業**

高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯（小さな子どもがいる世帯又は一人親世帯）の入居を受け入れることとして、県等に登録された民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）に関する情報提供や様々な居住支援を行うことにより、入居をサポートする事業。

##### **委託訓練事業**

障害のある人の態様に応じた多様な訓練を実施するために、企業をはじめ社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等、地域の様々な就労や教育の現場で教育を行い、障害のある人に、就労に必要な基礎的な知識や技能を付与することを目的としている。

##### **一般雇用**

労働基準法および最低賃金法に基づく雇用関係による企業等への就労。

##### **一般就労**

雇用契約に基づいて、企業等に就職すること及び在宅就労すること。

##### **移動支援事業**

屋外での移動に困難がある障害のある人について、外出のための支援を行うことにより地域での自立生活および社会参加を目的とする事業。

##### **運営適正化委員会**

社会福祉法第83条に基づき、奈良県社会福祉協議会に置かれる機関。福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する苦情や相談を受け、解決に向けて助言や調査、あっせん等を行う。

## **NPO法人（特定非営利活動法人）**

特定非営利活動促進法（NPO法）に規定された、保健、医療、福祉、社会教育、まちづくりの推進等の活動により、社会貢献を目的に設立された非営利の活動を行う法人。（NPO = Non-Profit Organization）

## **お話ファックス**

聴覚または音声・言語機能障害のある人が、ファックスにより警察に対する意見、要望、問い合わせ等を行うことができるようにするもの。警察本部にファックス受信機を設置し、意見等の受理を行う。

## **【か】**

### **ガイドヘルプサービス**

ホームヘルプサービスのメニューの一つであり、ひとりで外出することが困難な障害のある人（身体障害者の場合は、重度の視覚障害者及び脳性麻痺等の全身性障害者）を対象に、ヘルパーが外出時の付添い等を行うことにより、障害者の自立と社会参加を推進するためのサービス。

### **学習障害（LD）**

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障害を指す。（LD = Learning Disabilities）

### **急性期医療**

緊急あるいは重症な患者に対する医療。

### **強度行動障害**

生活環境に対して自傷他害等の不適応行動を頻回に示し、日常生活に困難をもつ障害のある人のこと。

### **居宅介護（ホームヘルプ）**

入浴・排泄・食事の介護など、在宅生活における介護サービスを行う。

### **グループ就労訓練**

障害のある人のグループが事業所で就労することを通じて常用労働者として雇用されるための訓練。

### **グループホーム（共同生活援助）**

地域にある住宅において、数人の障害のある人が共同で生活する形態で、専任の世話人によ

って、食事や日常生活に必要なサービスの提供や、相談を行う。

### **ケアホーム（共同生活介護）**

グループホームの対象となる人よりも介助の必要な人に、相談その他日常生活の介助を行う。

### **圏域代表・圏域マネージャー**

奈良圏域に圏域代表、他圏域に圏域マネージャーを配置し、圏域における相談支援体制に関する助言支援、地域自立支援協議会の設置・運営に関する助言支援、ネットワークづくりのための会議、講習会、研修会等の開催、困難な事例等に関する助言支援など、相談支援のネットワークづくりの活動を実施する。

### **県営福祉パーク**

進展する高齢社会に対応して、福祉のまちづくりの推進に役立つよう、道路やバス停などの公共施設のモデルをつくるとともに、介護に関する知識・技術の普及や介護機器・改善住宅の展示等により、見て、触れて、体験しながら高齢社会について学べる公園。平成10(1998)年、田原本町に整備。

### **健康なら21**

みんなが元気で健康に暮らせるために、2010年までに達成したい目標と、取り組むべき方向を示した奈良県の健康づくり計画。

### **権利擁護**

障害のある人等で、権利を自分のこととして主張し、獲得するということが容易に出来ない人のために、「アドボカシー」（代弁）し、権利と利益を守っていくこと。

### **高機能自閉症**

「アスペルガー症候群」の項目参照。

### **高次脳機能障害**

病気や事故などのさまざまな原因により脳が損傷を受けたために、言語・思考・記憶・学習や行為の感情などの知的な機能に障害が起きること。注意力や集中力が低下する、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことが覚えられない、感情や行動の抑制が効かなくなる、意欲が低下して何もしなくなるなどの症状がある。

### **高次脳機能障害支援センター**

高次脳機能障害のある人や家族等を支援するために設置された支援拠点。相談に応じ適切な指導または助言を行うとともに、関係機関等との連携強化により、高次脳機能障害のある人に対する総合的な支援体制の整備を推進する。

## **工賃倍増5か年計画**

地域で普通の人として、暮らしたい・暮らしてもらいたい・応援したいと願う支援の原理原則論に基づき、平成 23 年度を目途に工賃水準の向上を図り、障害のある人の自立した地域生活の実現を目指す計画。

## **行動援護**

著しい行動障害を有する知的障害・精神障害のある人で、常に介護を必要とする人に対し、移動の介護、危険回避のための援護などの支援を行う。

## **個別の教育支援計画**

障害のある児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として個別に作成される計画。また、この教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。

## **個別の指導計画**

一人ひとりの障害の状態に応じたきめ細かな指導を行うために、学期ごと又は年間の具体的な指導の目標、内容等を盛り込んで個別に作成される計画。一人ひとりのより具体的な教育的ニーズに対応して指導の方法や内容の明確化を図る。

## **【さ】**

### **サポートブック**

コミュニケーションに支援が必要な人の名前や連絡先などの基本的な情報から、障害の状況やその特徴、医師の診断結果などがつづられたもの。障害のある人の個性や特徴を支援機関等に理解してもらうためのツール。

### **支援費制度**

身体障害者（児）及び知的障害者（児）の福祉サービスについて、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害のある人自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組み。平成 15(2003)年 4 月より施行。

### **視覚障害者誘導用ブロック**

視覚障害のある人が通常の歩行状態において、正確な歩行位置と歩行方向を案内するため、主に足の裏の触感覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起をつけたブロック。いわゆる点字ブロック。

## **施設入所支援**

障害者施設等に入所する障害のある人に対して、生活の質の向上に向けた支援を行うとともに、夜間などにおける入浴・排泄・食事等の介護を行う。

## **児童デイサービス**

障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行う。

## **自閉症**

①対人関係の障害、②コミュニケーションの障害、③限定した常同的な興味、行動及び活動など3つの特徴が見られ、多くは知的障害を有する。脳機能の障害が原因とされる。

## **重症心身障害児（者）通園事業**

在宅の重症心身障害児（者）に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等における療育技術を習得させる事業。

## **住宅入居等支援事業（居住サポート事業）**

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅のこと）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する。

## **重点施策実施5か年計画**

障害者基本計画（平成14(2002)年12月閣議決定）に沿って、基本計画の5年間において重点的に実施する施策、達成目標及び計画の推進方策を定めたもの。

## **重度障害者等包括支援**

常に介護を必要とする障害のある人であって、その必要度が著しく高い人に対し、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供する。

## **重度重複障害**

障害が二つ以上重なっていることと、発達の側面や行動的側面からみて障害の程度が極めて思い状態。

## **重度訪問介護**

重度の肢体不自由者であって、常に介護を必要とする人に対し、入浴・排泄・食事の介護及び移動の介護等を総合的に行う。



## 就労移行支援

一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害のある人であって、就労を希望する人に対し、生産活動等を通じ就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う。

## 就労継続支援

(A型) 通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人を雇用し、生産活動その他を通じて、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行う。

(B型) 雇用には至らないが、雇用に向けより実践的な訓練を必要とする人、再度雇用の場に戻ることを希望する人に対し就労機会を提供するとともに、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行う。

## 障害者基本計画

昭和 57 (1982) 年、「国連障害者の 10 年」の国内行動計画として、障害者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定され、平成 4 (1992) 年には、「障害者対策に関する新長期計画」が策定された。この新長期計画は、平成 5 (1993) 年 12 月に改正された「障害者基本法」により、同法に基づく障害者基本計画と位置付けられた。現在の障害者基本計画は、平成 14 (2002) 年 12 月に閣議決定され、前計画において示された「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承し、障害者の社会への参加・参画に向けた施策の一層の推進を図るため、平成 15 (2003) 年度から 24 (2012) 年度までの 10 年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定められている。

## 障害者基本法

障害者施策に関する基本理念を定めた法律。障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障害のある人に対して障害を理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障害のある人のための施策に関する基本的な計画の策定が義務づけられている。(市町村への計画策定の義務づけは、平成 19 (2007) 年 4 月から)

## 障害者ケアマネジメント

障害のある人の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえ、福祉、保健、医療、教育、就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善と開発を推進する援助方法。

## 障害者雇用率

民間企業及び国や地方公共団体が、それぞれ常用する労働者・職員数に対する身体・知的・障害のある人の雇用割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度で、事業主が一定の割合の身体・知的障害者を雇用する義務を負う(一般企業 1.8 %、地方公共団体 2.1 %)。

### **障害者試行雇用事業**

障害のある人に対する知識や雇用経験がなく、障害者雇用をためらっている事業所に障害のある人を試行雇用の形で受け入れてもらい、障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。

### **障害者週間**

障害のある人自らの自立と社会参加への意欲と、国民の障害者問題についての理解と認識を一層深めるための期間として、障害者基本法に定められている。12月3日から9日を障害者週間とし、この間に各種の啓発や広報行事等が行われる。

### **障害者就業・生活支援センター**

職業生活における自立を図るために、就労及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、就労、福祉、教育等、関係機関と連携を図り、必要な指導や助言などの支援を行う拠点。

### **障害者職業訓練コーディネーター**

個々の障害のある人の状況、地域の障害者雇用ニーズ及び個々の企業が求める技能レベル等を把握することにより、障害のある人に最も効果的な委託先の開拓を行い、障害のある人それぞれとのマッチングを図る者。

### **障害者自立支援法**

障害のある人の地域生活と就労を進め、自立した日常生活を支援する観点から平成18年4月1日に施行された。これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた障害福祉サービスについて、障害の種別にかかわらず障害のある人が必要とするサービスを利用できるように、共通の制度の下、一元的にサービスを提供する仕組みが構築された。また、働きたいと考えている障害のある人に対して、就労の場を確保する支援の強化や障害程度区分を導入し、支給決定のプロセスの明確化や国の費用負担の責任を強化すると同時に、サービス費用をみんなで負担し支えあう仕組みが強化されることとなった。

### **障害者スポーツボランティア**

地域の障害者スポーツサークルや障害者団体等が行うスポーツに関する大会や教室等の開催を支援するボランティアのこと。

### **職場適応援助者（ジョブコーチ）**

職場適応のために支援を要する障害のある人が働く職場に出向き、障害の特性を踏まえた直接支援を行う専門職員のこと。平成14(2002)年、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により制度化され、「職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業」が奈良障害者職

業センターにおいて実施されている。

### **ショートステイ（短期入所）**

居宅において介護を行う人の疾病などの理由により、短期間の入所を必要とする障害のある人に対し、障害福祉施設等に短期間入所させ、必要な介護等の支援を行う。

### **ジョブサポーター**

障害のある人が職場体験や職場実習を行う際に、実習先に同行し関係者間の調整や就労支援を行い、円滑な職場体験実習をサポートする。

### **自立訓練（機能訓練）**

身体障害のある人に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能向上のために必要な訓練等を行う。

### **自立訓練（生活訓練）**

知的障害・精神障害のある人に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

### **自立支援協議会**

奈良県自立支援協議会と市町村地域自立支援協議会がある。奈良県自立支援協議会は圏域毎の相談支援体制の状況を評価し、体制整備の方策の助言や専門的分野における支援方策について情報の共有・普及などを行う。市町村地域自立支援協議会は相談支援事業の運営に関することや困難事例への対応のあり方に関すること、地域の関係機関によるネットワーク構築に関することなどを協議する。

### **身体障害者手帳**

補装具、更生医療の給付等福祉サービスの援助を受ける場合に、身体障害のある人であることの証票として、身体障害者福祉法に基づき交付される。障害の程度に応じ、1級から6級の等級が記載される。

### **生活介護**

常に介護を必要とする障害のある人に対し、主に日中に障害者支援施設等で行われる入浴・排泄・食事等の介護や創作的活動・生産活動等の支援を行う。

### **成年後見制度**

痴呆性高齢の人、知的障害のある人、精神障害のある人など、契約等の法律行為（法律上の権利・義務を発生させる行為）を行うために必要な判断能力を欠く者や不十分な者に対して、本人に代わって法律行為を行う成年後見人を選任するなどによって、支援や保護を行う民法

上の制度。

### **精神障害者通院医療費公費負担受給者**

都道府県による精神障害のある人の通院医療に関する費用の公費負担を受ける者。

### **精神障害者保健福祉手帳**

精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るために、精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある者に交付される手帳。

### **相談支援事業**

障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業。

## **【た】**

### **第1号職場適応援助者**

職場適応援助者による援助の事業を実施する社会福祉法人等に雇用されている者であって、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の障害者職業総合センター、地域障害者職業センターが行う第1号職場適応援助者養成研修または厚生労働大臣が定める研修を修了し、援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると認められる者

### **第三者評価**

専門的な知識を持つ中立的な第三者機関が福祉サービスを客観的に評価し、評価結果を利用者や事業者幅広く提供するもの。評価の目的は、利用者本位の福祉の実現のために、事業者が行う福祉サービスの内容や質を相互に比較し、利用者の選択に資するとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことにある。

### **地域活動支援センター**

障害のある人達を通わせ、地域の実情に応じ創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等に便宜を供与するセンター。

### **地域生活支援事業**

障害者自立支援法によって法定化された事業であり、市町村・都道府県が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施する。

### **地域福祉権利擁護事業**

痴呆性高齢の人、知的障害のある人、精神障害のある人などの判断能力が不十分な者の権利

を擁護するために、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行い、地域での自立した生活が送れるように支援する事業。本人又はその代理人と社会福祉協議会などが利用契約を締結したうえで、「専門員」が策定する支援計画に基づき、「生活支援員」により具体的な援助が行われる。なお、本事業の対象者は、本事業に係る契約締結能力を有する者であることが前提となる。

## **第2号職場適応援助者**

事業主に雇用されている者であって、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の障害者職業総合センター、地域障害者職業センターが行う第2号職場適応援助者養成研修または厚生労働大臣が定める研修を修了し、援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると認められる者。

## **短期入所（ショートステイ）**

居宅において介護を行う人の疾病などの理由により、短期間の入所を必要とする障害のある人に対し、障害福祉施設等に短期間入所させ、必要な介護等の支援を行う。

## **注意欠陥/多動性障害（ADHD）**

注意持続の欠如もしくは、その子どもの年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴。これらの症状は通常7歳以前にあらわれる。（ADHD=Attention Deficit Hyperactivity Disorder）

## **デイサービス**

在宅の障害のある人がデイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練等を行い、障害のある人の自立の促進と生活の質の向上等を図るようにするサービス。

## **低床バス**

「移動円滑化のための必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」により、床面の地上面からの高さが65cm以下に低床化されたバス車両をいう。低床バスには、バスに乗り込むとそこがフロアになるノンステップバスと、バスに乗り込んで、もう一段上がるとフロアになるワンステップバスがある。

## **特別支援教育**

従来の特殊教育の対象だけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症を含めて、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

## **特別支援教育コーディネーター**

平成 15(2003)年 3 月の「今後の特別支援教育の在り方（最終報告）」で示された、教育的支援を行う人と関連機関を調整するキーパーソンをいう。学校内の調整や、福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整を行い、保護者に対する学校の窓口の役割を担う。

## **特例子会社**

障害のある人の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害のある人の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

## **トライアル雇用**

厚生労働省の事業で、ハローワークが紹介する対象労働者を事業主が短期間（原則 3 か月）雇用し、その間に事業主と対象労働者とで、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、相互に理解を深め、常用雇用への移行のきっかけをつくる。

## **【な】**

### **奈良ボランティアネット**

ボランティアに関する情報を知りたい人や、自分たちの活動を広めたい人のために、様々なボランティア情報を掲載するとともに、会員自身の情報を掲載したり、メールマガジンを配信するなど、ボランティア活動の総合的な情報を提供するホームページ。

(<http://www.nvn.pref.nara.jp/>)

### **奈良県障害者施策推進協議会**

障害者基本法の規定に基づく法定協議会であり、障害者計画についての審議や障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する機関。委員 15 名で構成。

### **奈良県住みよい福祉のまちづくり条例**

障害のある人、高齢の人等の行動を制約する障壁が取り除かれ、すべての人々が自らの意思で自由に行動し、安全で快適に生活できる地域社会を実現するために、平成 7(1995)年 3 月に制定された。施行規則において、すべての人が安全で容易に利用できるよう配慮された整備基準を定めている。平成 17(2005)年 4 月より、社会状況の変化に対応するため、整備基準の全面的見直しを行い、より一層のバリアフリー化を推進する。

## **二次障害**

脊髄損傷、脳性麻痺及び脳血管障害等を原疾患とする身体障害者は、長期間にわたる車いすの常用などにより、不随意運動、筋肉の硬直、排尿障害等を起こし、これらを起因として、骨変形、膀胱障害、褥瘡等のいわゆる二次障害を誘発することが多い。

## 【は】

### 発達障害者支援センター

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等がある人とその家族を支援するため設置された支援拠点。発達障害に関する諸問題に対する相談、助言や発達支援に対する指導、助言、就労に向けて必要な相談などによる支援を実施するとともに、普及啓発や関係機関との連絡調整等を行う。

### バリアフリー

住宅建築用語としては、障害者や高齢者などが生活するうえでの障壁＝バリアを取り除くという意味で用いられている。福祉のまちづくりにおいては障害者や高齢者などに対する物理的、社会的、心理的な全てのバリアを除去していこう（バリアフリー化）とする考えで用いられる。

### バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

一般的・総合的なバリアフリー施策を維持するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充したバリアフリー新法が策定された（平成 18 年 6 月 21 日公布、12 月 20 日施行）。高齢の人、障害のある人（身体障害のある人・知的障害のある人・精神障害のある人・発達障害のある人を含む全ての障害のある人）、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢の人、障害のある人などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する。

### バリアフリー対応型信号機

鳥の鳴き声の擬音等により青信号であることを知らせる視覚障害者用信号機や、押しボタンまたは携帯用発信機の操作により、信号機の歩行者青時間を延長し、ゆっくりと横断歩道をわたることができるようにした高齢者等感应式信号機などがある。

### ピアカウンセリング

障害者の自立のための相談に障害のある人自らがあたり、自立生活に向けて支援する相談業務。

### ファックス110番

聴覚または音声・言語機能障害者が、ファックスにより 110 番通報を行うことができるようにするもので、警察本部にファックス受信機を設置し、通常の 110 番と同様に事件・事故の早期対応を図る。

### 福祉的就労

一般就労（企業的就労）が困難な障害のある人のために配慮された環境（就労移行支援、就労継続支援施設など）への就労。

## **放課後子ども教室**

すべての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

## **放課後児童クラブ**

放課後児童健全育成事業の通称。保護者が労働等により昼間家庭にいない、主として小学校低学年の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成をめざす。仕事と子育ての両立支援を図るものとして、児童福祉法の規定に基づき市町村において設置が進められている。

## **法定雇用率**

障害者雇用の場を確保するため、常用労働者の数に対する一定割合（＝法定雇用率）の数の障害のある人の雇用義務を事業主に課す制度。民間企業の法定雇用率は1.8%、国や地方公共団体等は2.1%。

## **補装具**

身体障害のある人の失われた身体機能を補完または代替するための、更生用の用具。

## **ホームヘルプサービス**

障害者が、居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣し、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、並びに外出時における介護、その他の生活全般にわたる援助を行うもの。

## **ボランティアコーディネーター**

ボランティアを行いたい人とボランティアを受けたい人との間で調整を行ったり、ボランティア活動のための情報提供を行う。

## **【ま】**

### **メール110番**

聴覚または音声・言語機能障害者が、携帯電話やパソコンのインターネット接続による電子メールを利用して緊急通報を行うことができるもので、警察本部に専用のパソコンを設置し、通常の110番と同様に事件・事故の早期対応を図る。

## **【や】**

### **ユニバーサルデザイン**



可能な限りすべての人を対象として、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なようにデザインしてバリアを生み出さないようにするもので、バリアの存在を前提とするバリアフリーの考え方を拡大させたものといえる。

## **要約筆記**

中途失聴者、難聴者の参加する集会や会議等で、話の内容を筆記し、スクリーンに投写するコミュニケーション手段。通常 OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使うが、対象となる難聴者等が少数の場合は、紙に筆記するノートテイクも行う。パソコンを利用する場合も多い。

## **【ら】**

### **ライフステージ**

人の一生を幼年期から老年期までのいくつかに分けて区別した段階。それぞれの段階において生じる生活問題に応じた福祉的援助のあり方が検討されている。

### **リハビリテーション**

単なる機能回復訓練ではなく、権利・資格・名誉の回復の意味を含む。障害のために人間らしく生きることが困難な人の「人間らしく生きる権利の回復」であり、その人の持つ潜在能力を引き出し、最大限に発揮させ、生活上の活動能力を高め、豊かな人生を送ることをめざす。

### **療育コーディネーター**

在宅の障害児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域での療育指導や相談等が受けられる療育等支援施設に配置して、各種の援助業務を行う。

### **療育手帳**

こども家庭相談センターまたは知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された者に対して交付される手帳。